

## 第6章 ルールメイキングと日本の役割

中川 淳司

### はじめに

戦略的な対外経済政策として地域経済統合を活用する方策を考えるに当たっては、どの範囲の国との間で経済統合を進めるか（地域経済統合の空間的範囲）とともに、どのような事項についてどのような水準の地域統合を目指すか（地域経済統合の事項的範囲と水準）を検討する必要がある。本章は、後者の一環として、地域経済統合を通じたルールメイキングで日本が何を目指すべきかを検討する。

国際貿易に関する多国間ルールは、GATT（関税と貿易に関する一般協定）とそれを引き継いだ WTO（世界貿易機関）によって定立されてきた。特に、WTO はよく整備された紛争解決手続を備えており、加盟国による WTO ルールの確実な履行が確保されている<sup>1</sup>。しかしながら、WTO の多角的貿易交渉（ドーハ開発アジェンダ）が行き詰まる中で、主要国は FTA（自由貿易協定）や EPA（経済連携協定）を通じた貿易・投資の自由化と貿易・投資ルールの策定へと通商政策の軸足を移している。FTA や EPA は、従来主に二国間で結ばれてきたが、最近では TPP（環太平洋パートナーシップ協定）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、TTIP（環大西洋貿易・投資パートナーシップ）など、多数の国が参加する広域 FTA の交渉も盛んになってきた。

地域経済統合に向けた日本の取組みは、主に経済連携協定（EPA）を通じて進められてきた。2002年1月に署名され11月に発効したシンガポールとの EPA を皮切りとして、これまでに13の EPA が発効しており<sup>2</sup>、交渉中の EPA（FTA と呼ばれるものもある）が10ある<sup>3</sup>。この他に、投資の保護と自由化に限定した地域経済統合の取組みである二国間投資協定（BIT）も相当数に上っている<sup>4</sup>。本章では、日本が締結する EPA や BIT を通じたルールメイキングに焦点を当てる。まず、これらの地域経済統合の取決めを通じたルールメイキングが盛んになってきた背景と意義を明らかにする。続いて、EPA や BIT を通じたルールメイキングの射程とその限界を見る。最後に、TPP をはじめとする広域 FTA を通じたルールメイキングの意義を明らかにし、日本の通商外交が取り組むべき課題を指摘する。

### 1. 国際貿易のガバナンス構造の地殻変動

国際貿易のガバナンス構造に大きな地殻変動が起きている。1995年に128の加盟国で発足した WTO には、2014年1月現在で159の国・地域が加盟しており、その他に24の国が加盟を求めて交渉中である。WTO は文字通り、貿易に関する世界的なフォーラムとして発展してきた。しかし、WTO のドーハ開発アジェンダは開始から12年余りを経て行き詰まっており、WTO の貿易自由化と貿易ルールメイキング機能に陰りが見える。その一方で、主要国は FTA や EPA を通じた貿易・投資の自由化と貿易・投資のルールメイキングを積極的に進めるようになってきている。国際貿易のガバナンス構造に起きているこの地殻変動の背景と原因はなんだろうか。この先、国際貿易のガバナンス構造はどうなるだろうか。

## (1) WTO ドーハ開発アジェンダの行き詰まり

2001年11月に始まったドーハ開発アジェンダは、当初の予定では2005年1月1日に妥結するはずだった。しかし、交渉の期限は何度も延期され、12年が過ぎた現在も交渉が続いている。ドーハ開発アジェンダのこれまでの経緯を表1にまとめた。

表1 ドーハ開発アジェンダの経緯

2001年11月	第4回閣僚会議（ドーハ）、交渉開始を決定（当初の交渉期限は2005年1月1日）
2002年1月	交渉開始
2003年3月	農業と非農産品市場アクセス（NAMA）の交渉モダリティの策定に失敗
2003年9月	第5回閣僚会議（カンクン）決裂
2004年7月	一般理事会、交渉の枠組について合意（貿易円滑化を交渉テーマに加えることで合意）
2005年12月	第6回閣僚会議（香港）、農産品輸出補助金の廃止で合意するも、モダリティで合意せず
2006年4月	モダリティの策定に失敗
2006年7月	ラミー事務局長、交渉の中断を決定
2007年2月	交渉再開
2007年7月	農業、NAMAの交渉モダリティに関する議長テキスト発出
2008年7月	非公式閣僚会合、モダリティの合意に失敗
2008年12月	農業、NAMA、ルールの改訂議長テキスト発出
2011年4月	各交渉グループの議長、議長報告書を発出
2011年6月	ラミー事務局長、LDCプラスパッケージを発出
2011年12月	第8回閣僚会議（ジュネーブ）、交渉終結のため新しいアプローチの必要性で合意
2013年12月	第9回閣僚会議（パリ）、パリ・パッケージを採択

（出典：筆者作成）

これまでの経緯を振り返ってみると、交渉が最も妥結に近づいたのは2008年7月だった。7月10日に、農業分野と非農産品市場アクセス（NAMA）分野でそれまでの交渉結果をまとめた改訂条文案が交渉議長から発出された<sup>5</sup>。そして、7月21日からの非公式閣僚会合で、関税引下げなどの方式とスケジュールの詳細（モダリティ）の合意に向けた交渉が行われた。モダリティが決まれば、あとはそれに従って各国が関税引下げや補助金削減を進めればよい。その意味で、モダリティの合意は貿易自由化交渉の山場だった。しかし、農産物の輸入が急増した場合に途上国に認められる特別セーフガード措置の発動要件をめぐって米国とインド、中国が対立し、非公式閣僚会合はモダリティの合意に至らず決裂した。その後、交渉を再び軌道に乗せようとする試みがいくど行われたが、交渉は実質的に進展せず、現在に至っている。

ドーハ開発アジェンダが行き詰まった原因を2008年7月の非公式閣僚会合決裂の原因と同視するのは短絡的すぎる。しかし、後者が農産物の輸入に関する途上国の特別セーフガ

ードの発動要件という、ドーハ開発アジェンダ全体から見ればごくマイナーな争点をめぐる対立であったにせよ、それが米国とインド、中国の対立であったことは、ドーハ開発アジェンダの行き詰まりを象徴している。

ガットの時代の多角的貿易交渉（ラウンド）では、主要貿易国である少数の先進国が合意すれば、その結果をコンセンサスで採択して交渉を妥結させることができた。ウルグアイラウンド（1986-93年）が、農業分野の補助金削減をめぐる米国とEUが1992年11月に合意したこと（ブレアハウス合意）で一気に妥結に向かったのはその好例だ。しかし、ドーハ開発アジェンダでは、2008年7月の非公式閣僚会合に至る過程で農業分野の補助金削減について米国とEUが譲歩の姿勢を見せたにもかかわらず、交渉はまとまらなかった。ガットの時代と異なり、主要貿易国である少数の先進国だけでなく、有力な途上国であるインド、中国、ブラジルが同意しなければ交渉がまとまらないという構図になっている。そして、農業、NAMA、サービス貿易などの交渉分野で、交渉の鍵を握るこれらの加盟国の主張が対立し、こう着状態に陥ってしまった。

ドーハ開発アジェンダが行き詰まったもう一つの原因は、先進国の交渉に対する熱意の低下である。

WTOの下で最初に行われる多角的貿易交渉のテーマについての検討は、1996年12月の第1回閣僚会議（シンガポール）から本格的に始まった。シンガポール閣僚宣言は、①貿易と投資の関係、②貿易と競争政策の相互関係、③政府調達の高透明性、④貿易円滑化、の4テーマについて、作業部会を設けること（①～③について）あるいは一般理事会による検討を開始すること（④について）を決めた<sup>6</sup>。先進国は、その後「シンガポールイシュー」と呼ばれるようになった以上の4テーマをWTOの第1回多角的貿易交渉のテーマに加えるよう主張した。しかし、途上国はこれに強く抵抗し、最終的に2004年8月の一般理事会決定（ドーハ枠組合意）で貿易円滑化だけをドーハ開発アジェンダで交渉することになった<sup>7</sup>。先進国が希望した貿易と投資の関係、貿易と競争政策の相互関係、政府調達の透明性は交渉テーマから外された。

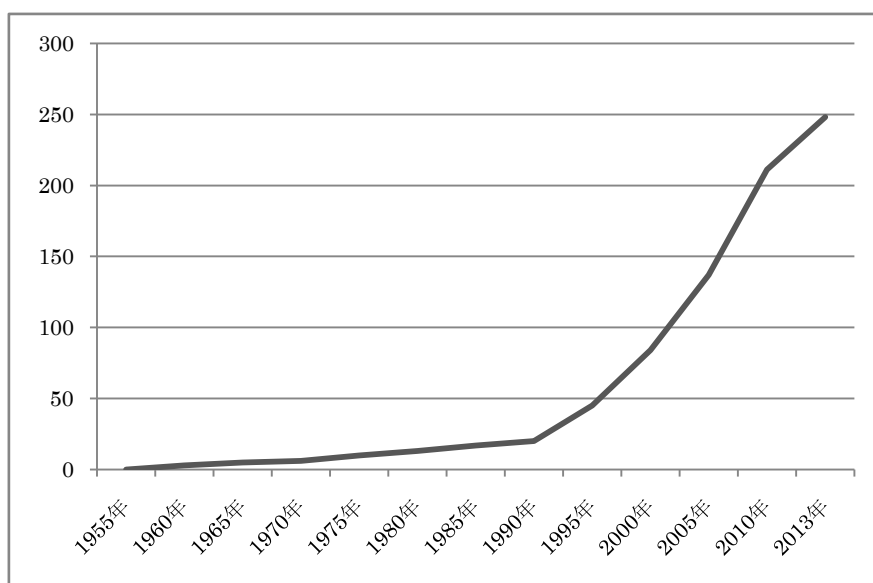
ドーハ開発アジェンダの交渉テーマをめぐる以上の展開は、途上国がガットの時代に比べるとはるかに積極的に多角的貿易交渉に参加するようになり、交渉テーマの決定に対する影響力を強めたことを示している<sup>8</sup>。他方で、この展開の結果、先進国にとってドーハ開発アジェンダの魅力は大幅に低下することになった。先進国は、ドーハ開発アジェンダの交渉テーマから外されたテーマについて自由化やルールメイキングを進めるため、FTAやEPAの交渉へと通商政策の軸足を移してゆくことになった。

ドーハ開発アジェンダはこの先どうなるだろうか。2013年12月の第9回閣僚会議（バリ）は、①貿易円滑化協定、②農業と③開発に関連する若干のテーマについての合意を採択した（バリ・パッケージ）<sup>9</sup>。交渉開始から12年を経て、ようやく交渉テーマの一部で合意が成立した。しかし、バリ・パッケージは交渉テーマのごく一部をカバーしているに過ぎない。交渉テーマの残りについて合意の目途は全く立っていない。ガットの時代と比べると加盟国が増え、加盟国のパワーバランスが変化したことで、WTOは貿易自由化やルールメイキングの機能を十分に果たせなくなっている。加盟国のパワーバランスの変化は構造的な変化であり、これに起因するWTOの機能不全が近い将来に打開されるとは考えにくい。

## (2) FTA・EPA と BIT を通じた貿易・投資の自由化・円滑化とルールメイキング

ドーハ開発アジェンダが行き詰まる一方で、FTA の数が増えている。JETRO（日本貿易振興機構）の集計によると、発効している FTA の数は 1990 年には 20 だったが、2000 年には 84、2010 年には 211 と急増した。2013 年 9 月 1 日現在で 248 の FTA が発効している。その他に発効年月日不明の FTA が 4、交渉がまとまって署名済みの FTA が 25 あるという(図 1)。

図 1 発効済みの FTA の推移



(出典：JETRO「世界と日本の FTA 一覧」2013 年 11 月

[<http://www.JETRO.go.jp/jfile/report/07001524/07001524.pdf>]に基づき作成)

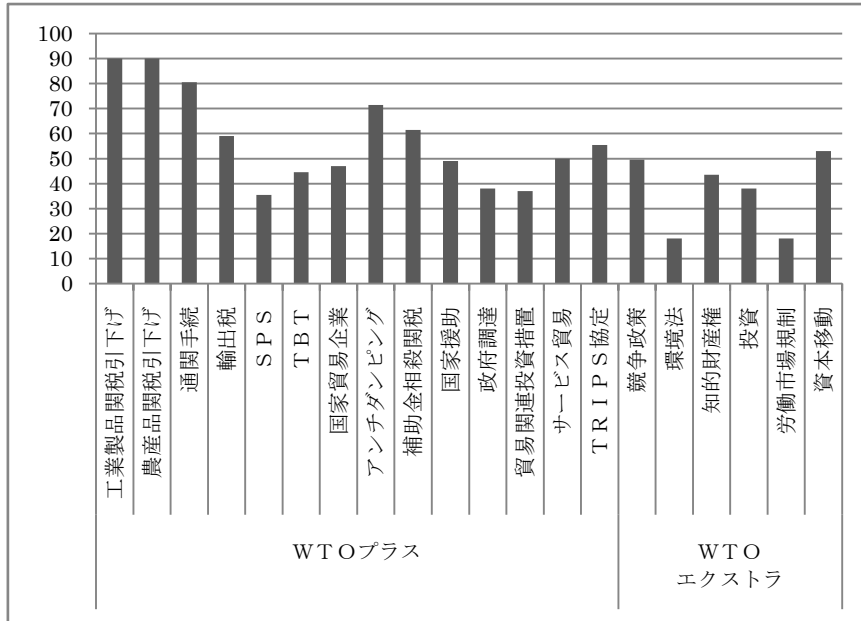
1990 年代以降に FTA が急増したのはなぜだろうか。原因の 1 つは FTA のドミノ効果だろう。FTA が結ばれると、締約国の間で貿易や投資が活発になる (trade creation) 一方で、締約国と非締約国との貿易や投資は阻害される (trade diversion) おそれがあるため、非締約国は締約国と新たに FTA を結ぼうとする。FTA が結ばれるようになると、こうしたドミノ効果が作用して FTA の締結が加速される<sup>10</sup>。ガットや WTO の多角的貿易交渉の遅れや行き詰まりも FTA 急増の原因となっている。ウルグアイラウンドの妥結まで長い時間がかかったことは米国がその時期に北米自由貿易協定 (NAFTA) を締結する誘因となった。ドーハ開発アジェンダの遅れと行き詰まりはさらに多くの国が FTA を締結するきっかけとなった<sup>11</sup>。

ただし、ドーハ開発アジェンダの行き詰まりが FTA 急増の一因であるとしても、そのことから、WTO と FTA の関係を、貿易自由化やルールメイキングのために多国間のフォーラムを選ぶか二国間・地域的なフォーラムを選ぶかという単純な選択肢の問題ととらえるのは正確ではない。それは、特に最近締結される FTA は WTO に比べるとはるかに広範囲の事項について高水準のルールを設けるようになっているからだ。

WTO は、1958 年から 2011 年までに締結され、WTO に通報された FTA のうち、100 の FTA の内容を分析したデータセットをウェブサイトで公開している<sup>12</sup>。このうち 1990 年代

以降に締結された 90 の FTA を取り上げ、WTO 協定がカバーしている事項についてそれを上回るルールを定めるもの（WTO プラス）、WTO 協定がカバーしていない事項についてルールを定めるもの（WTO エクストラ）を集計した（図 2）。集計したのは努力規定ではなく法的義務（shall）として規定している FTA である。そのうち、その規定が FTA の紛争解決手続の対象となっている場合を 1、なっていない場合を 0.5 とカウントした。

図 2 1990 年代以降の FTA に盛り込まれた WTO プラス・WTO エクストラのルール



（出典：WTO, Updated dataset on the content of PTAs.

[[http://www.WTO.org/english/res\\_e/publications\\_e/wtr11\\_dataset\\_e.htm](http://www.WTO.org/english/res_e/publications_e/wtr11_dataset_e.htm)]に基づき作成)

これによると、WTO プラスでは、FTA が例外なく関税引下げ（工業製品・農産品）で WTO の譲許を上回る約束を盛り込んでいるのは当然として、通関手続（貿易円滑化）、アンチダンピングや補助金相殺関税などの貿易救済措置、輸出税、貿易関連知的財産権などについて WTO 協定を上回る規律を盛り込んでいるのが目立つ。WTO エクストラとして、WTO のデータセットは全部で 38 の項目を挙げているが、ここでは比較的多くの FTA に盛り込まれた 6 の事項を掲げた。すなわち、資本移動の自由の保証、競争政策、TRIPS 協定がカバーしていない知的財産権保護、投資の保護と自由化、環境法、労働市場規制である。

このデータから明らかなように、WTO 協定と最近の FTA ではカバーする対象事項が異なっており、目指している目標が完全には一致しない。WTO 協定は産品・サービスの貿易自由化と知的財産権保護を主な目標としている。WTO 協定のルールは主として、関税などの国境障壁が引き下げられた後に貿易障壁として浮上する国内規制などの非関税障壁の規律に関わっている。これに対して、最近の FTA は産品・サービスの貿易自由化と知的財産権保護だけでなく、政府調達や投資の自由化も目指している。FTA のルールは WTO よりも広範囲にわたっており、それらは全体として、締約国の企業が他の締約国との間で貿易や投資活動を展開する際の競争条件や事業の規制環境の改善に関わっている（深い統合）。この

ことは、FTA が急増した 1990 年代以降に BIT も急増していること<sup>13</sup>とも符合する。

### (3) 地殻変動の背景：サプライチェーンのグローバル化

1990 年代以降の FTA や BIT が深い統合を目指すようになったのはなぜだろうか。これを理解する鍵は、1990 年代以降にサプライチェーンのグローバル化という新しい形態の国際分業が進んだことだ。

伝統的な国際分業は、生産と消費が国境を超えて分離するという形態だった。これに対して、1990 年代以降に進んだ国際分業では、原材料の調達から加工・生産、最終製品の流通に至る工程が最適立地に応じて国境を超えて分散する。サプライチェーンないしバリューチェーンのグローバル化、あるいは生産ネットワークの国際化と呼ばれる現象だ。サプライチェーンのグローバル化は、1970 年代に北米（米国とカナダ）の自動車産業や米国・メキシコ国境地帯のマキラドーラ（輸出向け保税加工）の電気電子・自動車・衣料産業で始まり、1980 年代には欧州（ドイツとスペインなど）の自動車産業で進行した。1990 年代に入ると、中東欧や東アジアでもサプライチェーンのグローバル化が進行した<sup>14</sup>。東アジアにおけるサプライチェーンのグローバル化を主導したのは日本企業だ。1985 年のプラザ合意後の急激な円高に対応するため、日本企業は東南アジアに製造拠点を移した。この動きで先行したのは機械産業だったが、電気電子や自動車産業が後に続いた。1990 年代後半からは中国への進出が加速した。そしてその他の産業・業種、例えば食品加工業、衣料産業、サービス産業でもサプライチェーンのグローバル化が進んだ<sup>15</sup>。

重要なことは、伝統的な国際分業とサプライチェーンのグローバル化では、それを展開するための国際取引の形態が異なるので、そのために求められる政策が異なることだ。伝統的な国際分業では主に産品を生産国から消費国に移転する貿易（産品貿易）が行われる。そのために求められるのは、産品の貿易自由化（関税の引下げや非関税障壁の撤廃）である。ガットや WTO が扱ってきたのはこれらの政策だ。これに対してサプライチェーンのグローバル化では、以下のような多様な国際取引の組み合わせが必要となる。①産品貿易、特に部品その他の中間財の貿易、②生産施設の建設、人員の訓練、技術移転や長期的な取引関係構築のための国際投資、③多国間で生産活動を調整しながら展開するためのロジスティクスのインフラサービスの活用、④知的財産や経営・マーケティングノウハウなどの国境を超えた提供<sup>16</sup>。そのために求められるのは、サプライチェーンを構成する各工程の最適立地と、サプライチェーン全体の効率的で円滑な運営を可能にする政策環境の実現だ。木村福成に倣って、これを①各工程をつなぐサービスリンクコストの削減に関わる政策、②各工程の生産コストの削減に関わる政策、に分類して整理してみよう（表 2）。

表2 サプライチェーンのグローバル化に必要な政策

①サービスリンクコストの削減に関わる政策	関税引下げ、 <u>非関税障壁の撤廃</u> 、 <u>貿易円滑化</u> 、 <u>ロジスティクスのハードなインフラ整備</u> 、 <u>ロジスティクスのインフラサービスの供給</u> 、 <u>商用関係者の移動の自由化・円滑化</u> 、 <u>法制・経済制度の調和</u>
②各工程の生産コストの削減に関わる政策	税制（法人税減免など）、 <u>人的資源開発</u> 、 <u>金融などの生産支持サービスの充実</u> 、 <u>投資の自由化・円滑化</u> 、 <u>政府調達市場アクセス</u> 、 <u>知的財産権保護</u> 、 <u>法制・経済制度の調和</u> 、 <u>ロジスティクスのハードなインフラ整備</u> 、 <u>ロジスティクスのインフラサービスの供給</u> 、 <u>下請け産業の強化</u> 、 <u>産業集積の形成</u>

（出典：木村福成「TPPと21世紀型地域主義」馬田啓一他編『日本のTPP戦略 課題と展望』文眞堂、2012年、9頁第1-1表に基づき作成）

表2から明らかなように、サプライチェーンのグローバル化のためには、サプライチェーンを構成する多数の国について、産品・サービスの貿易自由化、知的財産権保護など、WTO協定がカバーする分野の政策だけでなく、貿易円滑化、投資の自由化・円滑化、広範囲の法制・経済制度の調和など、きわめて広範囲の政策が求められる。これらの中には、人的資源開発や産業集積の形成など、各国が独自に実施すべき政策も含まれているが、貿易円滑化をはじめとして、国際協定上の約束・ルールを通じて実施すべき政策も多い。表2でアンダーラインを引いたものがそれだ。そして、先に見た通り（図2を参照）、最近結ばれるFTAやBITはその多くをカバーしている。

以上をまとめると、1990年代以降にサプライチェーンのグローバル化が進行し、それに伴って新しい政策が求められるようになった。WTOのドーハ開発アジェンダはこの要請に十分応えることができなかつたので、FTAやBITを通じた政策対応がとられるようになった。これが、1990年代以降にFTAやBITが急増した理由である。

## 2. 広域FTAを通じたルールメイキング：TPPの重要性

### (1) FTAとBITを通じたルールメイキングの限界

1990年代以降にFTAとBITが急増した背景として、サプライチェーンのグローバル化が急速に進行したことを見た。しかし、サプライチェーンのグローバル化を支える政策手段として見た場合、FTAやBITの有効性には大きな限界があると言わざるを得ない。それは以下の理由による。

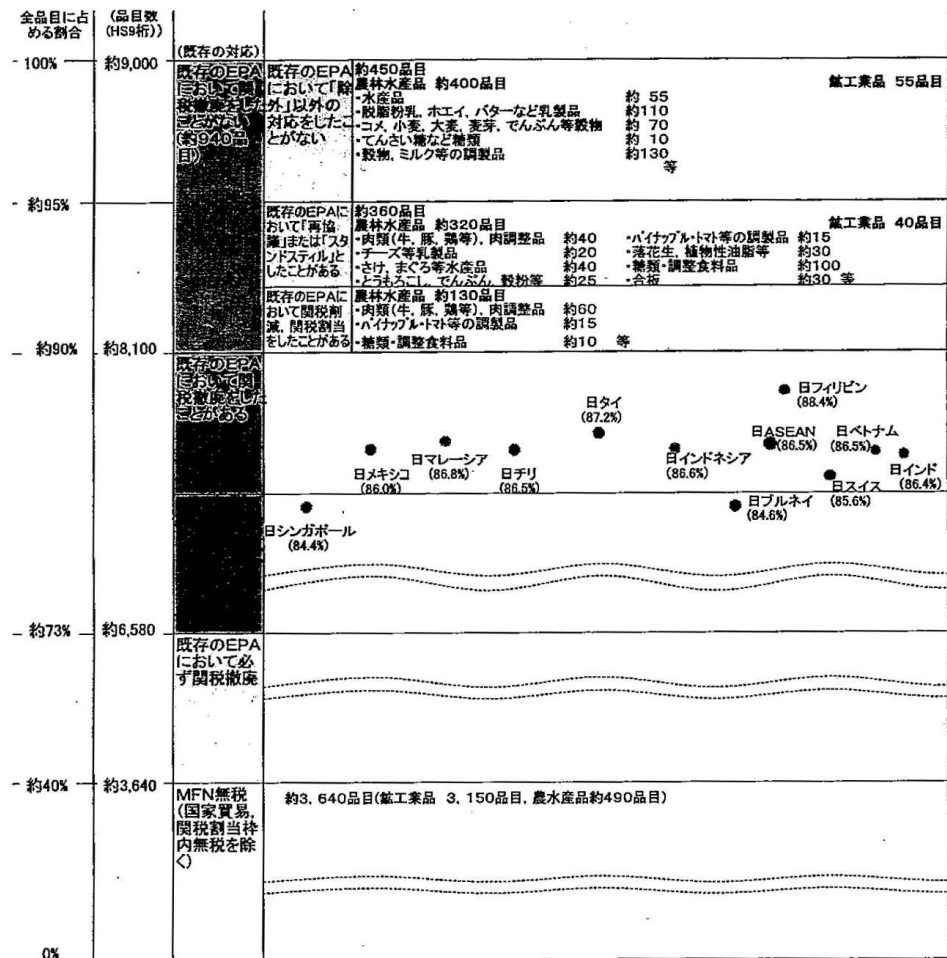
第1に、FTAやBITは通常二国間の国際協定である。そのため、サプライチェーンが展開する国の一部しかカバーしない。サプライチェーン全体をカバーするには複数のFTAやBITを結ぶ必要があるが、そのためには多くの時間とコストがかかる。

第2に、仮にサプライチェーン全体をカバーする複数のFTAやBITを結んだとしても、問題が解決されるとは限らない。なぜなら、複数のFTAやBITの間でルールの不整合が起きる可能性が高いからだ。このことは、従来から特惠原産地規則について指摘されてきた。スパゲティボウルないしヌードルボウルと呼ばれる問題である。現に、FTAが結ばれても、煩雑な原産地証明のコストを嫌って、FTAの特惠税率の適用を申請せず、WTOの最恵国税率の適用を申請する企業が多いという調査結果が、多くのFTAについて出されている<sup>17</sup>。複数のFTAやBITの間でルールの不整合が起きるのは特惠原産地規則の分野に限らない。サ

ービス貿易や投資、知的財産権など多くの規制分野で、FTA や BIT が規定する WTO プラスや WTO エクストラのルールはまちまちであり、サプライチェーン全体をカバーする複数の FTA や BIT が結ばれても、これらのルールが統一されることは期待できない。

第3に、締結される FTA や BIT がサプライチェーンのグローバル化を支えるにふさわしい深い統合を実現しているとは限らない。例えば、日本が締結した EPA の場合、多くの農林水産品を自由化約束から除外していることが多く、日本側の自由化率（10年以内に関税を撤廃する製品の品目の割合）は90%に達しない（図3）。

図3 日本の EPA の自由化率



(出典：内閣官房「包括的経済連携の現状について」平成23年11月、17頁に基づき作成)

ルールの分野でも、例えば知的財産権に関して、WTO の TRIPS 協定を上回る保護水準を定める EPA はわずかしかない<sup>18</sup>。

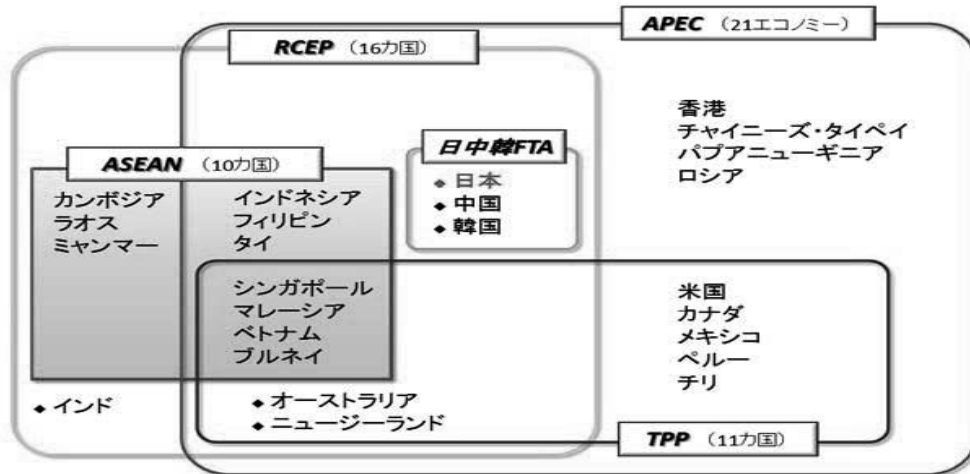
つまり、サプライチェーンのグローバル化の推進という目的と、それを支える手段としての FTA や BIT の間にはミスマッチがあり、FTA や BIT の政策手段としての有効性は限定的である。複数の FTA や BIT によってルールの不整合がもたらされ、むしろマイナスの効果を持ちかねないこともありうる。



## (2) 広域 FTA を通じたルールメイキングの重要性

広域 FTA は、サプライチェーンのグローバル化を支える手段としての FTA や BIT が抱える以上の限界を克服する可能性がある。その理由は以下の 2 つである。第 1 に、FTA が広域化すれば、グローバル化するサプライチェーンの地理的範囲と FTA 締約国とのずれが小さくなる。そして、広域 FTA の締約国の間では共通のルールが適用されるので、複数の二国間 FTA や BIT が結ばれる場合と比べるとルールの不整合が起きる余地が小さくなる。第 2 に、現在、複数の広域 FTA の交渉が進められており、相互参照を通じて、広域 FTA のルールの共通化が進む可能性がある。図 4 はアジア太平洋地域で交渉中の広域 FTA を示している。この他に、米国と EU の TTIP、日本と EU の EPA という広域 FTA の交渉が行われている。これらの広域 FTA 交渉で相互参照が行われれば、ルールの共通化が進む可能性がある。

図 4 アジア太平洋地域で交渉中の広域 FTA (2013 年 6 月現在)



(出典：内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP 協定交渉について」平成 25 年 6 月)

\*なお、2014 年 3 月現在、日本は TPP にも参加しており、TPP 参加国は 12 カ国となっている。

## (3) TPP を通じたルールメイキングの重要性

FTA を通じたルールメイキングという観点からは、現在交渉中の広域 FTA の中で TPP が最も重要であろう。その根拠として、3 点を指摘したい。

第 1 に、TPP はアジア太平洋の 12 の国が参加する広域 FTA であり、将来、締約国がさらに増え、アジア太平洋全域をカバーする自由貿易圏 (FTAAP) に発展する可能性がある。実際、2013 年 11 月には韓国が TPP 交渉への参加を表明した。この他に、タイ、台湾、フィリピン、ラオス、コロンビア、コスタリカが TPP 参加の意向を表明したことがある<sup>19</sup>。TPP がさらに広域化すれば、アジア太平洋地域で展開するサプライチェーンと TPP 締約国との地理的範囲のずれは小さくなる。その結果、サプライチェーンのグローバル化を支える手段としての TPP の有効性が高まることが期待できる。一例を挙げると、TPP 締約国の間で

原産地規則が統一され、かつ、TPP 域内での累積が広く認められれば、原産地規則の複雑化と煩雑化に伴う使いづらさ（ヌードルボウル）という問題は大幅に緩和されるだろう。しかも、TPP 域内累積の効果として、域内でのサプライチェーンの立地・展開における企業の自由度が高まる。日本企業が国内に生産拠点の一部を維持しながら TPP 域内でサプライチェーンを展開することも容易になる<sup>20</sup>。

第2に、TPP 交渉を主導する米国は、TPP を広範囲で高水準の21世紀のFTAのモデルにするという目標を掲げている<sup>21</sup>。最終的にTPPに盛り込まれる貿易・投資ルールは、サプライチェーンのグローバル化を支える深い統合の手段にふさわしい、広範囲で高水準なものになる可能性がある（表3を参照）<sup>22</sup>。

表3 TPPの内容

WTO プラス	WTO エクストラ
物品市場アクセス	電子商取引
原産地規則	競争政策
貿易円滑化	投資
SPS（衛生植物検疫）	環境
TBT（貿易の技術的障害）	労働
貿易救済	協力
政府調達	分野横断的事項
知的財産権	制度的事項
越境サービス	紛争解決
商用関係者の移動	
金融サービス	
電気通信サービス	

（出典：内閣官房他「TPP 協定交渉の分野別状況」平成24年3月版その他に基づき作成）

第3に、現在、TPP 以外に、RCEP、TTIP、日 EUEPA、日中韓 FTA などの広域 FTA の交渉が行われているが、これらの中では TPP の交渉が最も先行している（表4参照）。そのため、(2)で指摘した、広域 FTA の交渉で相互参照が行われ、ルールの共通化が進むというシナリオでは、TPP が他の広域 FTA の交渉で参照される可能性が高い。

表4 TPP 交渉および他の広域 FTA 交渉の経緯（2014年1月現在）

	TPP	TTIP	日 EU	RCEP	日中韓
2002年10月	ニュージーランド、シンガポールとチリ、P4 交渉開始合意				
2005年4月	第5回交渉会合、ブルネイ正式参加				
6月	交渉終結				
2006年5月	各国、順次批准				
–11月					
2008年3月	P4の金融サービス・投資交渉開始、米国参加表明				

9月	米国、P4 全体への参加表明、オーストラリア、ペルー、ベトナムも			
2010年3月	第1回会合（メルボルン）			
6月	第2回会合（サンフランシスコ）、既存 FTA の存続を確認			
10月	第3回会合（ブルネイ）、マレーシア参加。			
12月	第4回会合（オークランド）、ベトナム参加。分野横断的 事項追加			
2011年2月	第5回会合（サンチアゴ）、市場アクセス交渉開始			
3-4月	第6回会合（シンガポール）、サービス、投資のオファー 交換			
6月	第7回会合（ホーチミン市）			
9月	第8回会合（シカゴ）、交渉進捗状況公表される			
10月	第9回会合（リマ）、米、国営企業規制を提案			
11月	交渉参加国首脳、TPP の「大まかな輪郭」に合意			
12月	第10回会合（クアラルンプール）、交渉進捗状況公表され る			
2012年3月	第11回会合（メルボルン）、ほぼすべての章で進展			
5月	第12回会合（ダラス）、中小企業の利用促進の交渉終結			
7月	第13回会合（サンディエゴ）、交渉の進展状況公表される			
9月	第14回会合（リーズバーク）、多くの交渉分野で進展			
12月	第15回会合（オークランド）、カナダ、メキシコ参加			
2013年3月	第16回会合（シンガポール）、規制整合性などで進展			第1回
4月		第1回		
5月	第17回会合（リマ）、知財、競争、環境、市場アクセスで 難航と		第1回	
6月		第2回		
7月	第18回会合（コタキナバル）、日本参加	第1回		第2回
8月	第19回会合（ブルネイ）			
9月			第2回	
10月	交渉参加国首脳声明「交渉が完了に向かっている」	第2回	第3回	第3回
11月	テーマ別中間会合			
12月	TPP 閣僚会合（シンガポール）「テキストの主要な残され た課題の大部分について潜在的な『着地点』を特定した」	第3回		
2014年1月	米国超党派議員、TPA 法案提出			第3回
11月	米国中間選挙			

（出典：筆者作成）

現に、EU は、米国との TTIP の交渉で、国有企業に対する財政上・規制上の優遇の規制に関する TPP 競争章の規定や分野横断的事項の 1 つである規制の整合性（regulatory coherence）に関する TPP の規定を踏襲すること、そして最終的にこれらの規定を多国間の

合意につなげることを目指していると伝えられている<sup>23</sup>。こうして、TPP は、他の広域 FTA の交渉で参照されることを通じて、その内容が他の広域 FTA に波及し、事実上のグローバルスタンダードに発展する可能性がある。

もちろん、以上はあくまでも現時点での一つの可能性を述べたに過ぎない。TPP の加盟国がこの先どこまで増えるかは明らかでないし、TPP の内容が他の広域 FTA の交渉で参照され、事実上のグローバルスタンダードに発展する可能性は決して大きくない。それは、RCEP や日中韓 FTA の交渉に参加しているインドや中国が、TPP に盛り込まれるサプライチェーンのグローバル化を支える深い統合を志向するルールを受け入れることが、現時点では考えにくいためである。一例を挙げると、国内に多数の国有企業を抱える中国が<sup>24</sup>、国有企業に対する財政上・規制上の優遇の規制に関する TPP 競争章の規定を受け入れる見込みはきわめて小さいだろう。したがって、少なくとも短期的には、アジア太平洋における地域統合に関して TPP と RCEP という 2 つの構想が競合し、併存する状況が続くと見るのが現実的である<sup>25</sup>。

#### (4) 日本の広域 FTA 戦略とその課題

幸いなことに、日本は現在、主要な広域 FTA の交渉の多くに参加している (TPP、RCEP、日中韓 FTA、日 EUEPA)。TPP の内容が他の広域 FTA の交渉で参照され、事実上のグローバルスタンダードに発展するというシナリオの主役は日本である。2013 年 7 月に遅ればせながら TPP 交渉に参加した日本は、これから交渉の妥結に向けて米国とともに TPP 交渉を主導していかなければならない。TPP 交渉を主導する米国の通商戦略は、サプライチェーンのグローバル化を目指す米国の企業や業界団体の要望を受けて構築されたものだ。しかし、そのことから「TPP は米国の陰謀だ」と結論するのは早計だろう。東アジアにおけるサプライチェーンのグローバル化を推進したのは日本の製造業だった。日本企業の活動はさらに、東アジアを超えて全世界に展開している。サプライチェーンのグローバル化を志向する点で日本企業と米国企業に違いはなく、米国と日本は TPP 交渉を通じてサプライチェーンのグローバル化を支える政策環境を整備するという目標を共有している。

日本は、米国と協力して、TPP に広範囲で高水準の 21 世紀の FTA のモデルにふさわしい内容を盛り込むよう尽力する必要がある。そして、米国が参加していない RCEP や日中韓 FTA、日 EUEPA という広域 FTA の交渉を通じて、TPP の内容を事実上のグローバルスタンダードに発展させることを目指すべきだ。

#### (5) WTO の再活性化を

前節で、TPP の内容が事実上のグローバルスタンダードに発展してゆく可能性を指摘し、その実現に向けて、現在進行中の複数の広域 FTA 交渉で整合的なルール作りに取り組むことが日本の通商政策の課題であると指摘した。しかし、これは日本の通商政策の最終目標とは言えない。サプライチェーンのグローバル化を進める企業は、サプライチェーンの分散先を経済合理性の観点から厳しく選別する。その結果、サプライチェーンに加われない国が出てくる。それは多くの場合、後発途上国ということになるだろう。サプライチェーンのグローバル化が進行するにつれて、サプライチェーンに加わる国と加われない後発途上国との間の分断が進む。その結果、後発途上国の低開発と貧困が深刻化し、飢餓やテ

ロリズムなどのリスクが高まるだろう。社会不安が世界に広がり、繁栄と持続的な成長は遠のくだろう。サプライチェーンのグローバル化がもたらすこのような負の帰結を回避するためには、現状ではサプライチェーンに加われない後発途上国を支援して、これらの国がサプライチェーンのグローバル化のために求められる政策を実現できるようにすることが必要である。そのためには、TPP の内容が事実上のグローバルスタンダードとなるに留まらず、後発途上国を含めた世界の大多数の国に適用される公式のグローバルルールに発展することが必要だ。

このシナリオを実現させるため、WTO の再活性化が必要である。経済体制も発展段階も異なる多数の国が加盟する WTO は、規範の形成と出来上がった規範の実施を漸進的ではあるにしても確実に進める数多くのしくみを備えている（表5）。

表5 WTO の制度的インフラストラクチャー

機能	WTO	FTA
貿易自由化	◎（最恵国待遇、クリティカル・マス方式）	△（特惠待遇）
投資自由化	△（TRIMs、サービス貿易第3モード）	△（特惠待遇）
ルールメイキング	◎（多角的貿易交渉、複数国間協定）	○（WTO プラス、WTO エクストラ）
途上国配慮	◎（広範な S&D、キャパシティ・ビルディング、Aid-for-Trade）	△（限定的な途上国配慮）
ルール実施の監視	◎（委員会通報と審査など）	△（合同委員会）
貿易政策審査	◎（貿易政策検討制度）	△（合同委員会）
紛争解決	◎（司法化された紛争解決手続）	△（弱い紛争解決手続）

（出典：筆者作成）

WTO 協定の多くは途上国に対する特別かつ異なる待遇（S&D）を定めている。途上国による WTO 協定の実施を支援するキャパシティ・ビルディング、WTO 体制の下で拡大した通商機会を途上国が活用する能力を伸ばすための援助（Aid-for-Trade）も行われている。WTO 協定上の義務の実施を監視し、加盟国の貿易政策を審査するしくみ、紛争解決手続もよく利用されている。これらは世界貿易秩序の要としての WTO が有する重要な制度的インフラストラクチャーだ。サプライチェーンのグローバル化という 21 世紀の世界経済の現実を踏まえて WTO の役割を見直し、WTO の制度的インフラストラクチャーを活用して、サプライチェーンのグローバル化を支えるルールを多数国間の公式なルールとして定立し、加盟国の間で漸進的かつ確実にその実施を図ってゆく必要がある。

以上は TPP のルールを WTO が公式のルールとして採用するという主張である。しかし、ドーハ開発アジェンダの行き詰まりとその背景としての加盟国のパワーバランスの変化を踏まえると、これが早期に実現する可能性は低いだろう。そこで、サプライチェーンのグローバル化を支えるルールの定立に賛同する一部の WTO 加盟国だけで交渉を進める方式を検討してみたい。その 1 つは WTO 設立協定附属書 4 の複数国間協定を追加するという方

式である<sup>26</sup>。もう1つは、情報技術協定や金融サービス議定書、基本電気通信議定書のように、交渉テーマをカバーする十分な数の加盟国が交渉し、交渉結果は最恵国ベースですべての加盟国に適用するという方式（クリティカル・マス方式）である<sup>27</sup>。

しかし、これらの方式はいずれも難点を抱えており、その実現は容易ではない。複数国間協定方式の難点は、交渉結果を WTO 設立協定附属書 4 に追加するためには加盟国のコンセンサスが必要とされることである<sup>28</sup>。複数国間協定は締約国だけを拘束し、その効力は非締約国には及ばない。しかし、協定から排除される非締約国を含めて、すべての WTO 加盟国が当該協定の追加に反対しない、コンセンサスというハードルはきわめて高いと思われる。

クリティカル・マス方式がこれまでに採用されたのは特定分野の産品やサービス貿易の自由化だった。この方式では、一部の加盟国の間で合意した貿易自由化約束が最恵国ベースで他の加盟国にも適用される。これはつまり、合意に参加していない加盟国のフリーライドを認めるという方式である。しかし、ルールメイキングでこの方式を採用する場合、定立されたルールを合意に参加していない加盟国にも適用することはフリーライドではなく、ルールによる拘束を受け入れさせることになるので、当該加盟国がこれを受け入れるとは思えない。

以上にかんがみれば、複数国間協定方式、クリティカル・マス方式のいずれも、その実現は容易ではない。たとえ時間はかかるとしても、すべての WTO 加盟国を拘束する多数国間協定の締結を目指すのが本筋であろう。2013 年 12 月に合意された貿易円滑化協定はその第一歩と位置付けられる。

## むすび

WTO のドーハ開発アジェンダが行き詰まる一方で、主要国が FTA や EPA、BIT を通じた貿易・投資規律の拡大と深化を積極的に進めるようになってきている現状は、世界貿易のガバナンス構造に大きな地殻変動が生じている事態ととらえられる。その背後にあってこの地殻変動を促しているのは、サプライチェーンのグローバル化という新しい形態の国際分業が急速に進行していることだ。21 世紀の世界経済の展開にふさわしい、世界貿易の新たなガバナンス構造を構築することが求められている。本章は、そのために、TPP に盛り込まれるルールを、他の広域 FTA の交渉でも参照して、事実上のグローバルスタンダードに発展させること、さらに、究極的にはこれらのルールを WTO の多国間協定として定立することを提案した。大切なことは、新たな事態に即応した、適切で有効な世界貿易の運営のしくみを描き出す構想力と、描かれた構想を着実に実現してゆくリーダーシップと責任を持つことだろう。現状を危機としてではなく千載一遇の好機ととらえて、新たな世界貿易のガバナンス構造の構築をリードすることが日本の通商政策に求められている。

## — 注 —

<sup>1</sup> WTO が設立された 1995 年 1 月以来、2013 年末までの 19 年間に WTO の紛争解決手続に付託された協議要請の数は 474 件に上っている。参照、WTO, Chronological list of disputes cases. <[http://www.wto.org/english/tratop\\_e/dispu\\_e/dispu\\_status\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_status_e.htm)>2014 年 1 月 14 日アクセス。

<sup>2</sup> 日本がこれまでに締結した EPA は以下の通り（国名は相手国、カッコ内は発効年月日）；①シンガポール（2002年11月30日）、②メキシコ（2005年4月1日）、③マレーシア（2006年7月13日）、④チリ（2007年9月3日）、⑤タイ（2007年11月1日）、⑥インドネシア（2008年7月1日）、⑦ブルネイ（2008年7月31日）、⑧ASEAN（2008年12月1日－2010年7月1日）、⑨フィリピン（2008年12月11日）、⑩スイス（2009年9月1日）、⑪ベトナム（2009年10月1日）、⑫インド（2011年8月1日）、⑬ペルー（2012年3月1日）。

<sup>3</sup> 日本が交渉中の EPA（FTA）は以下の通り（国名は相手国、カッコ内は交渉開始年月）；①韓国（2003年12月）、②GCC（2006年9月）、③オーストラリア（2007年4月）、④モンゴル（2012年6月）、⑤カナダ（2012年11月）、⑥コロンビア（2012年12月）、⑦日中韓 FTA（2013年3月）、⑧EU（2013年4月）、⑨RCEP（2013年5月）、⑩TPP（2010年3月、日本は2013年7月の第18回交渉会合から参加）。

<sup>4</sup> 日本の BIT のうち、早い時期に結ばれたものは、投資の保護をもつばら目的としていた（投資保護協定）。これに対して、2002年に結ばれた日韓投資協定以降の BIT では、投資の保護に加えて、投資の自由化及び促進を目的とするようになった（投資自由化協定）。日本がこれまでに結んだ EPA の大半は、投資章で投資自由化協定の内容に沿った規律を定めている。日本が結んだ BIT は以下の通り（国名は相手国、カッコ内は発効年月日、2014年1月現在）。

- (a) 投資保護協定：①エジプト（1978年1月14日）、②スリランカ（1982年8月7日）、③中国（1989年5月14日）、④トルコ（1993年3月12日）、⑤香港（1997年6月18日）、⑥バングラデシュ（1999年8月25日）、⑦ロシア（2000年5月27日）、⑧モンゴル（2002年3月24日）、⑨パキスタン（2002年5月29日）
- (b) 投資自由化協定：①韓国（2003年1月1日）、②ベトナム（2004年12月19日）、③カンボジア（2008年7月31日）、④ラオス（2008年8月3日）、⑤ウズベキスタン（2009年9月24日）、⑥ペルー（2009年12月10日）、⑦クウェート（2014年1月24日）、⑧パプアニューギニア（2011年4月26日署名、未発効）、⑨コロンビア（2011年9月12日署名、未発効）、⑩日中韓投資協定（2012年5月13日署名、未発効）、⑪イラク（2012年6月7日署名、未発効）、⑫サウジアラビア（2013年4月30日署名、未発効）、⑬モザンビーク（2013年6月1日署名、未発効）、⑭ミャンマー（2013年12月25日署名、未発効）

日本が交渉中の BIT は以下の通り（国名は相手国、2014年1月現在）；①カザフスタン（実質合意）、②オマーン（実質合意）、③アンゴラ（大筋合意）、④ウクライナ（交渉中）、⑤アルジェリア（交渉中）、⑥ウルグアイ（交渉中）、⑦カタール（交渉中）、⑧ガーナ（交渉開始に合意）、⑨モロッコ（予備協議中）、⑩リビア（予備協議中）、⑪ケニア（予備協議中）、⑫タンザニア（予備協議中）、⑬UAE（予備協議に合意）。

<sup>5</sup> WTO, Committee on Agriculture, Special Session, Revised Draft Modalities for Agriculture, 10 July 2008, TN/AG/W/4/Rev.3; WTO, Negotiating Group on Market Access, Draft Modalities for Non-Agricultural Market Access, Third Revision, 10 July 2008, TN/MA/W/103, Rev. 2.

<sup>6</sup> 参照、Singapore Ministerial Declaration, 13 December 1996, paras.20-21.

<sup>7</sup> 参照、Doha Work Programme, Decision adopted by the General Council, 1 August 2004, para.1.g.

<sup>8</sup> 参照、Sonia E. Rolland, *Development at the World Trade Organization*(Oxford: Oxford University Press, 2012), Chapter 5.

<sup>9</sup> 参照、WTO, Bali Ministerial Declaration and Decisions.

<<https://mc9.wto.org/draft-bali-ministerial-declaration>>2014年1月14日アクセス。

<sup>10</sup> 参照、Richard Baldwin, “A Domino Theory of Regionalism,” National Bureau of Economic Research, *NBER Working Paper No.4465*, 1993.

<sup>11</sup> その実例として、以下の文献に収められた各国の FTA 政策の事例研究を参照、Ann Capling & Patrick Low eds., *Governments, Non-state Actors and Trade Policy-making: Negotiating Preferentially or Multilaterally*(Cambridge: Cambridge University Press, 2010).

<sup>12</sup> WTO, Updated dataset on the content of PTAs.

<[http://www.wto.org/english/res\\_e/publications\\_e/wtr11\\_dataset\\_e.htm](http://www.wto.org/english/res_e/publications_e/wtr11_dataset_e.htm)>2014年1月14日アクセス。

<sup>13</sup> 国際投資協定（BITとFTA投資章の合計）の数は2012年末には3196になった。そのうちBITが2857、FTA投資章が339である。参照、UNCTAD, *World Investment Report 2013*(Geneva: UNCTAD, 2013), pp.101-102.

<sup>14</sup> 参照、Hubert Escaith & Satoshi Inomata eds., *Trade Patterns and Global Value Chains in East Asia: From Trade in Goods to Trade in Tasks* (Geneva: WTO, 2011), Chapter VII（東アジアにおける1980年代中頃から2000年代前半までのサプライチェーングローバル化の展開を分析する）。

<sup>15</sup> 参照、Mitsuyo Ando & Fukunari Kimura, “The Formation of International Production and Distribution Networks in East Asia,” National Bureau of Economic Research (NBER), *NBER Working Paper No.10167*, 2003.

<sup>16</sup> ボールドウィンは、サプライチェーングローバル化に必要となるこうした複雑な国際取引の組み合わせを「貿易/投資/サービス/知的財産権の結合（the trade-investment-services-IP nexus）」と名付けた。参照、Richard Baldwin, “Global supply chains: Why they emerged, why they matter, and where they are going,” in Deborah K. Elms & Patrick Low eds., *Global Value Chains in a Changing World*(Geneva: WTO, 2013), pp.13-59, at 24.

<sup>17</sup> 参照、Masahiro Kawai & Ganeshan Wignaraja eds., *Asia's Free Trade Agreements: How is Business Responding?*(Cheltenham, UK/Northampton, MA: Edward Elgar, 2011).

<sup>18</sup> 参照、経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書 2013年版』（勝美印刷、2013年）、657-665頁。

<sup>19</sup> コロンビアとコスタリカはアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の母体となるAPEC（アジア太平洋経済協力）のメンバーではない。しかし、TPPの母体となった環太平洋戦略的経済連携協定（P4）の加入条項は、協定への加入資格を「APECメンバーおよびその他の国」に認めており（20条6項(1)）、TPPがこの加入条項を継承するとすれば、APECメンバーでないコロンビアやコスタリカもTPPへの加入を認められる可能性がある。

<sup>20</sup> 参照、山下一仁「TPP累積原産地規則による日韓競争力逆転の可能性」2013年9月3日付WEBRONZA掲載。

<[http://www.canon-igs.org/column/macroconomics/20130917\\_2106.html](http://www.canon-igs.org/column/macroconomics/20130917_2106.html)>2014年1月14日アクセス。

<sup>21</sup> 米国のTPP交渉参加を議会の上下両院議長に通告した2009年12月14日付のカーク通商代表(当時)の書簡は、この目標を明言した。参照、Letters of Ambassador Ronald Kirk to Speaker of the House Nancy Pelosi and Senate President Pro Tempore Robert Byrd, 14 December 2009.

<[http://www.ustr.gov/webfm\\_send/1559](http://www.ustr.gov/webfm_send/1559)>2014年1月14日アクセス。

<sup>22</sup> 交渉中のTPPの内容については、交渉参加国の申し合わせにより情報の開示が厳格に制限されている。しかし、①交渉参加国、特に交渉を主導する米国が過去に結んだFTAのテキスト、②日本が交渉参加国から情報収集した結果をまとめた資料、③ワシントンにベースを置く情報誌 *Inside U.S. Trade* が報道しているTPP交渉の経過に関する情報、④メディアにリークされたTPPの特定の章の条文案、などの公開データを分析することで、TPPの予想される内容を詳細に予測することができる。参照、拙稿「TPPで日本はどう変わるか？ 第3回～第11回」『貿易と関税』2011年9月号－2012年7月号。

<sup>23</sup> 参照、European Commission, Directorate-General for Trade, Directorate E, Unit E1, Trade relations with the United States and Canada, Note for the Attention of the Trade Policy Committee, Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP), *Initial Position Papers on Regulatory Issues – Cross-Cutting Disciplines and Institutional Provisions, and Anti-Trust & Mergers, Government Influence and Subsidies*. 19 June 2013.

<[http://www.insidetradetrade.com/iwpfile.html?file=jul2013%2FWTO2013\\_2015a.pdf](http://www.insidetradetrade.com/iwpfile.html?file=jul2013%2FWTO2013_2015a.pdf)>2014年1月14日アクセス。

<sup>24</sup> 参照、Andrew Szamosszegi & Cole Kyle, *An Analysis of State-owned Enterprises and State*



*Capitalism in China* (Washington, D.C: US-China Economic and Security Review Commission, 2011), pp.8, 12-14. (国・地方政府が株式の100%を所有する国有企業と、国・地方政府または国有企業が株式の過半を所有する国有控股の合計が、2010年には2万510社に上り、その産み出す工業付加価値の合計が2007年には中国全土の工業付加価値の34%に上ったと指摘する。)

<sup>25</sup> 同様の見通しを述べたものとして、参照、Cédric Dupont, “ASEAN+, RCEP and TPP: A Clash of Integration Concepts,” in Richard Baldwin, Masahiro Kawai & Ganeshan Wignaraja eds., *The Future of the World Trading System: Asian Perspectives* (London: Centre for Economic Policy Research (CEPR)/Tokyo: Asian Development Bank Institute (ADBI), 2013), pp.109-117.<[http://www.voxeu.org/sites/default/files/Future\\_World\\_Trading\\_System.pdf](http://www.voxeu.org/sites/default/files/Future_World_Trading_System.pdf)>2014年1月14日アクセス。

<sup>26</sup> 参照、Michitaka Nakatomi, “Global value chain governance in the era of mega FTAs and a proposal of an international supply-chain agreement,” A column uploaded on VoxEU.org, a policy portal set up by the Centre for Economic Policy Research (CEPR), 15 August 2013. <<http://www.voxeu.org/article/it-time-international-supply-chain-agreement>>2014年1月14日アクセス (複数国間協定として「国際サプライチェーン協定」を締結することを提案する)。; Bernard M. Hoekman & Petros C. Mavroidis, “WTO ‘à la carte’ or WTO ‘menu du jour’? Assessing the case for Plurilateral Agreements,” European University Institute, *EUI Working Paper RSCAS 2013/58*, 2013.

<[http://cadmus.eui.eu/bitstream/handle/1814/27611/RSCAS\\_2013\\_58.pdf?sequence=1](http://cadmus.eui.eu/bitstream/handle/1814/27611/RSCAS_2013_58.pdf?sequence=1)>2014年1月14日アクセス (貿易円滑化などの分野で複数国間協定を締結することを提案する)。

<sup>27</sup> 参照、Patrick Low, “WTO Decision-Making for the Future,” WTO, Economic Research and Statistics Division, *Staff Working Paper ERSD-2011-05*, 2011.

<[http://www.wto.org/english/res\\_e/reser\\_e/ersd201105\\_e.pdf](http://www.wto.org/english/res_e/reser_e/ersd201105_e.pdf)>2014年1月14日アクセス。(多角的な貿易ルールメイキングの効率性を高める方策として、WTOにおけるクリティカル・マス方式の採用を提案する。)

<sup>28</sup> 参照、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第10条9項「閣僚会議は、いずれかの貿易協定の締約国である加盟国の要請に基づき、当該協定を附属書4に追加することをコンセンサス方式によってのみ決定することができる。」

